

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	家庭教育支援事業 本庄市親の学習推進委員会情報ファイル
行政機関等の名称	本庄市教育委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会事務局 生涯学習課
個人情報ファイルの利用目的	本庄市親の学習講座講師派遣及び会議の円滑な運営
記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 電話番号、5 資格、6 職業・職歴
記録範囲	本庄市親の学習推進委員及び派遣先担当者
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	子ども会関連名簿
行政機関等の名称	本庄市教育委員会
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	教育委員会事務局 生涯学習課
個人情報ファイルの利用 目的	本子連及び単位子ども会育成会に関する業務のため
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 電話番号、6 メールアドレス
記録範囲	本子連役員及び単位子ども会育成会の会長
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 民間・私人（法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	市民総合大学推進事業事務
行政機関等の名称	本庄市長、本庄市教育委員会
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	教育委員会事務局 生涯学習課
個人情報ファイルの利用 目的	市民総合大学の企画・運営に関する業務のため
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 電話番号、6 メールアドレス
記録範囲	市民総合大学受講生及び講師
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 他の市の機関、他の官公庁（本人の同意がある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	子ども大学ほんじょう開催事務
行政機関等の名称	本庄市教育委員会
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	教育委員会事務局 生涯学習課
個人情報ファイルの利用 目的	子ども大学ほんじょうの企画・運営に関する業務の ため
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 電話番 号、6 メールアドレス
記録範囲	子ども大学ほんじょう応募者、学生及び講師
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 他の市の機関、他の官公庁、民間・私人（本人の 同意がある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	本庄市公民館事業
行政機関等の名称	本庄市教育委員会
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	教育委員会事務局 生涯学習課
個人情報ファイルの利用 目的	社会教育法第 22 条の規定に基づく事務を行う。
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号
記録範囲	本庄市民及び公民館利用者
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	小学生学習支援事業事務
行政機関等の名称	本庄市教育委員会
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	教育委員会事務局 生涯学習課
個人情報ファイルの利用 目的	小学生学習支援事業「学ぼう舎」の企画・運営に関 する業務を行うため。
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 電話番 号、6 メールアドレス、7 健康状態
記録範囲	学ぼう舎に参加する児童及びその保護者、みんなの 師匠登録者
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		